

る要望に対して、十月に鋼管側は、〇・〇四PPM以下にする目算があるから、ともかく埋立てを認めてほしい、と申し入れてきた。しかし「協議会」側は風洞実験で確かめることが先決として認可を拒み、話し合いはもの別れに終わる。両者のへだたりはあまりに大きかった。「成長か環境か」、このへだたりをどちらが譲歩して埋めていくか、いずれともつかぬまま一九六〇年代が終わろうとしていた。

三 公害への憤り

日常生活をとり 一九七〇（昭和四十五）年を目前にして、川崎市議会は、一九三六（昭和十一）年以来歌いつがれてきた市
まく有害物質 歌の三番「黒く沸き立つ煙の焰は、空に記す日本」の一句を削除した。それは三十年来の工業立市路線の

終焉であった。だがまたそれは新たな公害問題のはじまりでもあった。やがて公害病患者の怨念がせきを切って流れ出すように、県下には積年の公害物質が散らばり、取りもどすことのできない健康障害と工場への不満が積み重ねられてきていた。この点で工場立地を重視した県下公害行政の先進性すら、かえって住民に言葉にあらわし難い不満を蓄積させてきたたともいえるであろう。七〇年に入ってまず人びとの不安をかきたてたのは、水俣病、イタイイタイ病などを引きおこしたカドミウム・水銀などの重金属が、日常生活の周辺から次つぎに顔を出してきたことであった。

その二、三年前から海や川の魚に変調が見られるようになったことに人びとは気付いていた。横浜市の平潟湾では白いゼリ状のしゅように覆われた「おできハゼ」が釣りあげられていたし、湯河原の新崎川には背ビレの溶けたアユたちが見られたという。こうした生きものたちの変調は、汚濁した川や海に得体の知れない汚染物質が流れこんでいることを予想させるに十

分であった。それまでに、いくつかの住民運動団体が運河地帯の調査を行って、汚染の実態をつかもうとした。そのひとつの突破口となったのが港の安全を確保するために、公害サイドからの法的規制のない運河地帯の汚染を取り締まりはじめた海上保安庁の行動である。四月に川崎港に着任した公害Gメンは、さきに水銀規則の指示をうけた味の素、昭和電工、日本ゼオンをはじめとする十数工場に港則法の側から警告を行う。また、その分析依頼を県機関が断ったことが公害かくしとの疑惑を呼んだ。そして、六月には古河電池の帷子川かたびらに注ぐ排水路から、県条例で検出されてはならないとされた基準の十倍以上のカドミウムが発見され、附近住民の恐怖をよんだ。こうして、工場の有害物質のずさんな管理が次つぎに露見するに及んで、二万にもおよぶ工場をかかえた県域は、にわかに無気味な影をおびるようになった。

それに加えて七月に入ると、自動車の排ガスに含まれる鉛に中毒した患者が東京で発見されたところから、モーターゼーションの進んだ県内でもにわかに自動車公害への恐怖と憤りが高まった。国道に面した川崎の尻手商店街や、通過車両の多い横浜磯子区森町では住民の中に貧血症状など体の不調を訴えるものが続出した。また、夏には、横浜や相模原で住民が通過車両に怒って車止めを置くということもおこっている。亜硫酸ガスのような緩慢な健康被害と異なり、有害物質の出現は、住民を震えさせ、いたたまれない気持ちで行動に立ち上がらせたのであった。それにも増して、政府が「公害罪」の新設を検討しはじめたことが大きい。それまで長いものには巻かれろ、と企業活動を黙認してきた住民・市民たちも自分たちの生存の権利を守ることに先決、と企業に鋭い要求をはじめたのである。

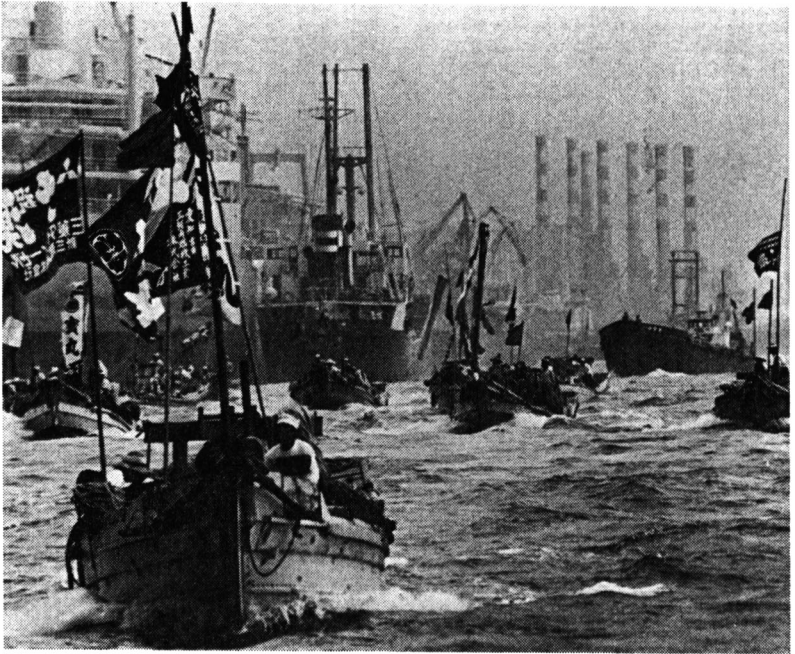
環境をとつ この間三月には日本鋼管の扇島再立地計画について、会社側はギリギリの技術的限界として亜硫酸ガス着地濃度を〇・〇三PPMまで低減するとの回答を行うに至っていた。いまだ「協議会」側の〇・〇一PPM条件に

は遠かったが、それ以上に無理な要求をすれば、会社側も再立地をあきらめるとの態度をとった。一方住民たちは五月八日

に「鶴見の住民の会」「神奈川をよくする会」「川崎地区有志団体」約二百人が集まり、「京浜に青空を取り戻す会」を結成して、〇・〇一 PPM の遵守、対策内容の公開などを求める行動を開始する。これには、埋立てそのものに反対する「勤労者釣り協議会」も共同行動をとり、中央省庁や鋼管側にくり返し申入れを行った。川崎の映画街では「公害追放」のスポットが流され、市役所に見学者が殺到するといったように、一九七〇年の夏は「公害一色」に塗りつぶされていた。また、企業責任を追求する声も日まじりに強まっていった。こうした世論を背景に、八月八日に県・市・運輸省からなる「協議会」は、会社側の自主努力のみを要求する PPM 論争を打ち切り、報道陣の立会いのもとに、実行可能な具体策を提示する態度に転じた。投資費用を度外視した、「一 使用燃料の低硫黄化、二 C ガス脱硫、三 ボイラー等の扇島移転、四 既存地区のボイラー集中、五 排煙脱硫の推進、六 海外における焼結」である。これらの提案を受け入れて、九月十四日に会社側は〇・〇一二 PPM への低減が可能である、との最終回答を行った。しかしこの類例を見ない思い切った公害対策にさえ、世論は〇・〇一 PPM でなければ、との不満を述べるまでに至っていた。この住民の意識と行動が、自治体側に後に引くことを不可能にしたのであった。こうして「京浜の雄」日本鋼管が同地区に再立地すると引替えに厳しい環境条件の遵守を公に認めたことは、産業界そのものに巨大な衝撃を与えた。そして、京浜地帯の公害対策のための防止投資と技術開発は急激に伸びはじめる。

東京湾ヘドロ事件 とカドミウム米

この象徴的な事件に前後して、東京湾ではヘドロ投棄騒ぎがおこっていた。八月四日に本牧沖で操業中に排出したものと判明し、ただちに各方面から操業停止を求める声がおこった。そして海上保安庁長官が総水銀一七〇 PPM が検出されたことを国会に報告する一方で、県は十一日から東京湾内三十六か所の海水採取と分析をはじめた。それには漁船



漁民の海上デモ

神奈川新聞社蔵

十数隻が同行し、漁獲物の汚染にかかわるだけに不安な面持ちで成り行きを見守った。重金属や強酸性廃液の汚水だまりとなり、船のスクリューをボロボロにするほどの運河地帯の汚染は、それが漁場に及んでいることを十分に予想させたからである。この事件を契機にして長年にわたって漁場を奪われてきた漁民の憤りは爆発し、九月十四日の県漁連など主催の「公害追放県漁民大会」（横浜公園）には二千五百人が集まった。大会は「すでに不法投棄されている工場廃棄物は、企業責任で完全除去」など九項目を決議し、本牧沖から川崎港へ向けての海上デモには大漁旗や横断幕を掲げた二百隻が約六はとんの列をつくった。その一部はデモコースをはずれて京浜運河に突入しようとしてきた。また、重金属による汚染は農村部にも不安を広げている。十月十四日には相模原市上溝の農家三十戸が、廃液カドミウムで自家産米が汚染されている可能性があると調査を求めた。それをきっかけとする検査で、十一月に横浜市戸塚区和泉川流域でカドミウム汚染米が発見されたのをは

じめとして、小田原市今井地区、南足柄市塚原地区の産米が凍結されていた。こうして有害物質による土壌・底質の汚染が県民の不安を呼びおこしたが、それにこたえるだけのデータを持たない行政の頼りなさが、一層不安をつのらせたのであった。

公害病の告発

一九七〇（昭和四十五）年九月に開かれた県会は、当初から「公害県会」と呼ばれ、条例から「産業の健全な発展との調和」条項を削除し、ほとんどが、公害対策を強化する論議に費やされた。だが、行政施策のものがしさにいらだった住民たちは、公害への不安を自らの手で打開する行動をはじめていた。すでに県下では住民運動の交流も活発にすすんでいたが、一九七〇年秋の集会は公害追放一色となった。その動きを新聞に追ってみるならば——九月、横浜地区労「公害問題討論会」、県漁連「公害追放県漁民大会」、公害問題研究会「東京湾で公害を見る会」。十月、県民主医療機関連合会「高物価『公害』反対神奈川県大会」、鶴見から公害をなくす会・川崎市公害追放市民会議「京浜工業地帯汚濁調査」、京浜に青空を取り戻す会「公害学校」、県主婦同盟「公害追放大会」。十一月、日本ジャーナリスト会議・公害をなくす会「シンポジウム」、横浜四大学連合会「公害シンポジウム」。十二月、川崎公害病友の会・青年法律家協会「公害病患者の生活と権利を語るつどい」——などが続々と開かれている。また民間の研究機関として十二月には「法政二高育英会・公害研究所」が活動をはじめたこともあげておかねばならないであろう。なによりもその危機感をかきたてたのは、公害病認定患者の増大と、次つぎに報道される死亡例であった。とくに十一月十一日に二十八歳の若さで主婦北条夏子さんが気管支ぜんそくで死亡したことは衝撃を与え全川崎労働組合協議会を公害企業告発にふみ切らせていった。そして十二月二十五日に幹事会は、六人の遺族と二百九十八人の患者にかわって、三十八工場の責任者をガス等の漏出傷害致死等の罪で翌年一月中旬に地検に告発する方針を固めた。

四 良好な環境の回復に向かつて

良好な環境を しかし、一九七〇（昭和四十五）年十二月の「公害国会」で関連十四法律が成立して、それを境に焦点は、責
求める住民 任を告発することから、地域社会として具体的に公害を克服することに転換していく。傘下労組の反対に

あった川労協は告発をとりやめていた。そしてこの時点から地域住民が企業・自治体と協力して自ら公害克服に取り組まねばならない苦しみの時期がはじまったのである。そのさきぶれであるかのように、二月二十四日に公害病認定患者高橋杉蔵さん（七十歳）が激しい発作を苦にして自殺をとげた。それは急ピッチで進行しはじめた企業の公害防止事業や自治体の懸命な行政指導ではとにかえしのつかない、生きがいを奪われた住民の抗議の表明であった。健康に生きる条件を確保するために、県内各所で住民自らが公害問題を自主解決する行動がはじまる。三月に明るみに出た藤沢市神明地区日本電気硝子の鉛公害問題はそうした住民の良き環境をとりもどそうとする行動の一例であった。

一九七一年三月九日に一酸化鉛を扱う同工場の従業員に鉛中毒患者がおり、それが周辺に拡散している可能性があることが新聞に報道された。この時、長年、同工場の亜硫酸ガスに悩まされてきた周辺住民たちは「公害対策委員会」を自主的に継続しており、隣接する万福寺の住職は「この藤沢から公害を追放するまで私達はがん張るだろう」（『新藤沢』）と決意した。二十日に、住民たちは工場長から事情聴取して操業停止を求め、あらためて「公害対策委員会」を発足させる。そして鉛の飛散が県の調査によれば半径一キロメートルにおよんでいたため、県市は一万八千名の検診の準備をすすめた。しかし住民たちは東京保健生協氷川セツルメントが最も信頼がおけるとして自主検診を開始し、五月十四日には重症患者を含む十二人が鉛中毒であること



1970年11月川崎市ではじめての公害メーデー開かれる

『京浜工業地帯』から

が判明した。これが発端となって続々と患者が発見されていったばかりでなく、六月十一日には重症患者が病院に収容された。この間住民たちは工場全面移転の要求を行ってきたが、八月十一日に改善が終わったとして会社側はフッ素材料処理で、翌日に火を落とさせることに成功する。そして被害が幼児たちにもまでおよんでいることが判明していくなかで、会社側も炉の移転、検診料の負担へふみ切った。その後若干のゆりもどしはあったが、住民側は大衆団交方式に切りかえて結末を強めるなどして、九月末には会社側と「公害防止協定」を結ぶ体制にもちこむに至った。この約半年の間、公害被害の大きさもあったが、住民たちは会社側・行政側の申入れをそのまま受け入れず、工場内従業員と連携しながら、自分たちの判断を頼りにして行動しつづけた。

汚染総量の削減へ

住民の意識の中で、大きな変化が断された一住民はこう記している。「めまいがなくなった。起床時のけだるさもとれた。関節、腹の痛みもない。背中のこりがすっきりした。頭痛薬がいらなくなった。……鉛をとる注射の投薬でうそのように元気になった。それまで鉛中毒とも知らず、日電ガラスのはき出す白い煙をながめながら、なおすることもない医者が

よいの毎日だった」(『新藤沢』)。変化は、環境が人為的におかされているために、健康が脅かされている可能性があることを強く意識するようになったことにみられた。

こうした反公害の行動が住民に浸透していくのを背景にして、自治体の公害行政も実効性のある対策を追求する方向へ転じはじめた。一九七一年(昭和四十六)年三月に県が新たに制定した公害防止条例は、汚染の許容限度という考えを排し、自然回復へのワンステップとして総量規制を打ち出していた。大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの進行をくいとめるだけでなく、汚染を積極的に低減して良好な環境を回復することをはからねばならなかったからである。とくに翌年三月に制定された「川崎市公害防止条例」は、異例の前文に「すべて川崎市民は、安全で健康であり好ましい環境に対する権利と責任を有するものである」など三原則を掲げて、地域ごとの総量規制、市民による公害監視会議の設置、行政からの公害情報の公開など公害都市脱却をめざす、思い切った内容を盛り込んでいった。この間、七一年十一月には「公害病患者友の会」「川崎から公害をなくす会」が、市立東桜本小学校で初の「市民のいのちを奪った公害発生源工場への抗議集会」を四百名参加のもとに開いている。すでに工場側に施設公開を要求するまでに住民の立場は回復されており、住民の立入り視察に応ずる工場もあらわれた。また周辺住民の抗議を受け入れて、廃業・移転にふみ切った中小町工場も少なくはない。こうして、一九七二年に約五千件の苦情が殺到したのをピークにして、工場操業による汚染物質放出の増大を源とする公害問題は、長い回復への第一段階をたどりはじめたのであった。

県民を震撼させる未知の公害

けれどもこれで公害問題に先が見えたというわけではなかった。有害な汚染物質が自然循環系にまぎれこんでいる可能性への疑いは消えていなかった。まさか県下に限ってという予断を裏切ってカドミウム汚染米が発見されたし、ヘドロ水銀騒ぎはいかかわらず食用魚汚染の可能性を残していた。そして一九七〇(昭和四十五)年からは

じまった東京湾の海水・底質の調査がすすむにつれ、湾内屈指の漁場中の瀬などにかんがりの汚染があることが判明した。また、七一年ごろからは東京湾のみならず相模湾にも赤潮の異常発生がはじまり、同年九月には三浦市小網代湾で養殖ハマチ一万二千尾がほぼ全滅した。その原因は都市下水によるものと推定されたが、ようやく油濁から解放された沿岸水域の生物息条件が著しく損なわれていることは明らかであった。そして一九七三年に入ると恐れられていた第二次汚染の事態が現実になった。PCBや水銀による食用魚汚染が日本中をふるえあがらせていた七月四日に、横浜市衛生研究所が金沢沖のフッコ類から厚生省暫定基準を上回る〇・四六PPMの総水銀を検出したのであった。漁獲の最盛期に六種の魚の出荷禁止をうけた金沢など五漁協は、川崎市の水銀使用工場から漁獲物の買上げと補償を受けた。しかし、問題は補償より、人びとの日常口にするものまで信じられなくなったことであつた。こうして住民の間に自然食品運動・緑化運動・動植物保護運動が燃え広がっていく。そして汚れた川面を必死に泳ぐ魚たちを、人びとは飽くことなく眺めていた。しかし、工場跡地の緑化が土壤汚染で不可能になった例も多く、環境の回復には予期せぬ公害後遺症が後を引きつづける。

このような後始末の困難に加えて、七〇年代には未知の公害現象が姿をあらわして人びとを不吉な予感で包んだ。七一年の夏から県下でひんびんと発生しはじめた光化学スモッグは、工場地帯に限らず内陸部にも出現する動きを示した。炎天下の校庭などで、主に小・中校生が突然呼吸困難におちいって倒れ、ホウレン草などが漂白されて枯れたりした。この「光化学スモッグ」と呼ばれた新種の汚染大気団塊にはオキシダントの濃度が関連すると見なされ、そこから窒素酸化物の発生源として火力発電所や自動車が増加してきたのである。それまでも移動公害発生源としての自動車排ガスの規制が求められていたが、ほとんど野放しの状態がつづいていた。そしてトラックのみならず急激に増大したマイカーによる公害は産業公害の枠では処理できない市民モラルの問題を提起した。川崎市の「流通センター」や高速道路沿道をはじめとして、県下各地に自動車公害

反対運動がおこったが、この公害発生源の不特定性がネックとなつて、ほとんどが住民の泣き寝入りに終わった。七三年に鎌倉市では市中心部への車乗り入れ禁止などが市民運動によつてすすめられた。十月六日には百六十人が参加して自動車公害反対デモが行われたが、その先頭には自動車の排気ガスで樹齢数百年をかぞえる境内の杉を失つた円覚寺・建長寺の僧侶たちが歩んだといわれる。一木一草をいとおしく愛しはじめた人びとの脳裏には、さながら公害は末世を象徴するものと映らざるをえなかつたであらう。

回復の徴候と 新たな課題 一九七〇年代も半ばに入ると、工場群の公害対策が次第に効果を見せはじめ、亜硫酸ガス濃度はかなり低下し、わずかながら陽の光も強さを取りもどした。横浜港の透明度にも回復のきざしが見られるようになった。

そして三千名をこえた公害病患者に、大手六十二社は七四年に約四十億円の被害補償を行った。しかし他方では京浜地帯に硫酸を含んだ雨が襲つたり、自動車走行や下水による都市域の汚染が目に見えて増大しはじめるなど、累積した汚染物質や新たな汚染があいかわらず住民生活をとりまいていた。こうして課題は、住民の幾多の生命をあがなつてようやく獲得した環境条件を、県民共有の財産として守りながら、新たな環境汚染原因を事前に取り除く方向に転じた、といつてよいであらう。

第四節 自然・文化財保護運動

一 胎動する市民・住民の保全運動

江の島観光開発 と指定解除問題

県下では、自然・文化財保護の運動がその後の住民諸運動の展開をリードする役割を果たしていった。こうした運動の先行性と幅広さは、なによりも首都東京に隣接した神奈川県で無規制に産業・宅地・観光の開発がすすんだためであったことはいうまでもない。こうしたなかで住民が立ち上がっていく経過を見るためには、一九六〇（昭和三十五）年の江の島の文化財指定解除からたどり直す必要があるであろう。

湘南片瀬海岸に接した江の島は、その奇異な洞窟や岩嘴によって国の史跡・名勝に指定され、有数の観光地としてにぎわっていた。その江の島の史跡指定解除問題がもち上がったのは一九六〇年のことである（以下『藤沢市議会史』）。同年二月に藤沢市議会は、「房総、京浜、三浦、湘南、箱根、伊豆、下田、大島ならびに伊豆七島を一環とする海上公園の想定のもとに、これら各地を結ぶ一大観光ならびに産業圏の中心」として江の島に観光港を設けるべし、との決議を行った。

この湘南港建設構想には、東京オリンピックのヨット競技会場誘致もからんでおり、横浜市富岡に対抗して江の島を押す県当局が国への史跡指定解除運動をはじめた。しかし江の島とその周辺百の水域を解除しようとする県当局の計画に対して、観光価値の低下を心配する地元住民、文化財保護を主張する県文化財専門委員から反対の声が上がった。そして「江の島湘南港是か非か」の論議が新聞紙上にぎわすことになったのである。



埋立て前の江の島 (1959年)

『観光の神奈川』から

その一人三上次男委員は「日本国民のいじな財産、江の島を後世のためにも絶対に保護しなければならぬ。……いまでも荒れている江の島をさらにこれ以上こわしたくない」（『神奈川新聞』昭和三十五年三月二十六日付）と指定解除に反対した。地元でも賛否両論が相拮抗した。しかし、東京オリンピック組織委員会が六月二日に会場を江の島に決定したために、文化財保護委員会も譲歩して湘南港建設は縮につくことになった。その際、県当局は開発を最低限にとどめる方針に基づいて、ほぼ全域を県の名勝・史跡に指定し直すことに成功し、地元住民も納得した。地元住民も観光開発をあえて拒む理由はなかったからである。

動きはじめた ところで、江の島の開発が進行しはじめたころ、県**住民グループ** 下ではいくつかの住民グループが独自に自然の価値

を発見する活動に入りつつあった。箱根地区では一九五四（昭和二十九年）に「箱根を愛し、箱根を守り、箱根を研究」する人びとが「箱根博物会」（会長松浦茂寿）をつくり、『箱根植物目録』（一九五八年）『箱根博物』（一九六一年）に貴重な研究成果を公表しつつあった。三浦半島では「自然保護の会」が正しい自然観察眼を養うことを目的

とする『自然のたより』（一九五九年）を刊行しながら、城ヶ島南端の岩棚に生息するウミウ・ヒメウ・クロサギの天然記念物指定に活躍していた。また丹沢地区では、カモシカ猟解禁に反対する地元の人びとが一九六〇年に「丹沢自然保護協会」を結成して目的を達すると、つづいてカモシカをはじめとする種々の動物の棲息状況調査を継続していった。古都鎌倉では、失われはじめた周囲の自然を危惧した人びとが一九六二年十一月に「三月会」の提唱で「鎌倉の自然を守る会」（会長酒井恒）を結成している。その趣意書は「近ごろ、このだいじな自然がわたしたちから目立って遠のいていこうとしています。鎌倉のいのちが衰えるのでしょうか。わたしたちは、わたしたちの手で、鎌倉のいのちをよみがえらせたいと思います。鎌倉にそだつ一本の山の樹、一むらの草花、一羽の野鳥にも、いたわりの手をさしのべましょう」と呼びかけていた。これら、自然を愛し研究する住民グループの活動はいまだ志を同じくする人びとの範囲にとどまっていたが、観光価値と一線を画した価値を自然に見出している点で共通項をもっていた。これらのグループを開発抗議運動に押し出していたのは、ほかならぬ県下の開発の無規制な進行だったのである。

一九六二、三年ごろから県下では新聞に、自然や文化財の保護を求める投書がめだつて増えている。急ピッチで進行する埋立てが東京湾から自然の海岸線を奪いつつあった。そして三浦半島や湘南地方には、住宅・別荘・保養所が進出し、丹沢や箱根では押しよせるレジャー・観光客の波に自然や風紀が破壊されていった。それに加えて、一九六二年に真鶴町の漁場に幅約五百メートルの廃油が流れこんで養殖のサザエ・伊勢エビを全滅させるなど、産業化の影響も無視しえないものとなりつつあった。こうして自然保護団体は否応なしに開発そのものと正面からぶつからざるをえなくなったわけである。一九六三年二月には、「三浦半島自然保護の会」（会長柴田敏隆）が真名瀬海岸の埋立計画に反対する行動をはじめ、それを契機に町民有志の「葉山を愛する会」が生まれた。その反対理由は同海岸の岩礁の観光価値が高く、地質学上貴重な自然文化財をなしていることであ

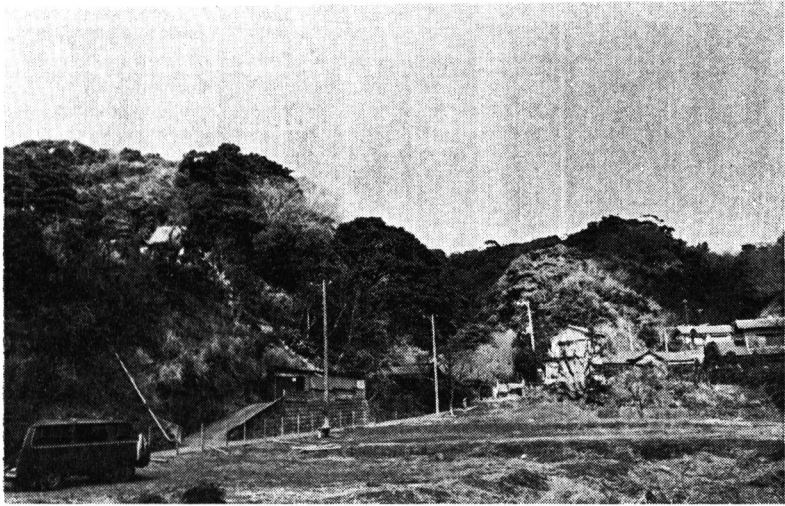
た。しかし、学術的に価値のある岩礁であれ、いったん事業者の手に帰してしまえばいかんともし難いとの地元漁協などの賛成論の中で五月には埋立許可があり、住民グループは孤立を強いられるほかなかった。こうしたなかで翌六四年の鎌倉の御谷宅造に反対して住民・市民運動がおきたのである。

鎌倉御谷宅造反対運動と風致保全

古都鎌倉はかつて鎌倉城とうたわれたように三方を険しい山に囲まれ、数かずの社寺と山林が一体となつた静かなたたずまいを保ってきた。しかし旧市街の外側では大規模な開発投資が進んでおり、一九六二（昭和三十七）年には大船の玉縄城跡が清泉女学院に売却されるなど、山林所有者にもそれに積極的に応えていく姿勢が県に申請された。しかし当該地は「御谷」と地元の人びとに尊称される場所であつたために、市民としてもどのように自然と文化財が一体となつた鎌倉の風致保全をはかつていくかを問われることとなつた。そしてそれを国をあげての古都保存問題にまで押しあげたのは、住民・市民のねばり強い運動にほかならなかつた。

まず行動を開始したのは地元「御谷照光会」の有志であり、一九六四年の一月三十日に五十二名が市当局に、宅造反対の陳情を行った。しかしすでに市当局は県当局の照会に「支障なし」との合意を与えてしまつており、住民たちは私有財産権をたてに「絶対に不許可にすることはできない」とする県当局に行く手を阻まれてしまつたのである。しかし、住民たちの必死の努力で次第に事の重大さが市民に伝わり、三月ごろからは小林秀雄、鈴木大拙などの文化人や「鎌倉の自然を守る会」などが反対運動に加わつた。このため四月二十八日に山本市長はあらためて県に許可の再考を求めるに至つた。

「自然を守る会」は五月一日に県・市に「要望書」を提出して、「鎌倉は日本の鎌倉でなく世界の鎌倉である。……しかるに、日本人自らが、鎌倉の住民さえもが、いかに私権の行使とはいえ、この貴重な自然を破壊してあえて恥じない傾向になつ



開発から守られた御谷地区

県史編集室蔵

できたことはまことに遺憾であります」と問題の重大性を訴えた。そして同地域はスダシイの老樹がうっ蒼として繁茂する「鎌倉の自然植生の代表的なもの」であり、「その森林が消失して宅地となった場合、豪雨の被害は市の中央に及ぶ」であろうと詳細かつ包括的に論じた。これが同会が社会運動にのり出す第一歩であった。六月には鎌倉市議会が態度をひるがえして、反対請願を採択し、市当局に風致保全策を求める決議をするに至る。それについては内山知事が同地を訪れて個人的見解として「私としてはこの宅地造成を許可したくない。一本のマツでも切りたくない」と反対を表明し、買上げのための財団設立を示唆したことが大きな力になったといわれる。しかし県当局は開発許可を既定のこととする態度をとったため、市民は九月四日から「鎌倉風致保存連盟」の設立準備をはじめ、買上げのための募金運動にのりだしていった。参加団体は「御谷照光会」「自然を守る会」「頼朝報恩会」「材木座婦人会」「明月谷の会」「北鎌倉友の会」の六つである。一か月で署名は二万名をこえ、募金は二百八万円にのぼったが、必要額を充たすにはほど遠かった。

こうした膠着状態こうちやくがつづいている最中に業者が山頂の巨岩を安全の

ために除去する工事を申請したが、県当局が許可・中止でゆれたため、いらだってブルドーザーを谷戸に進めるといふ事件がおこった。そしてこれを既成事実づくりと見た住民側は実力阻止行動に訴え、駆けつけた警官隊が仲を分けるまでに至った。この事件をきっかけに事業者との交渉は市理事会・市議会にゆだねられ、結局、市が「鎌倉風致保存会」を設立して山林買収を行う方向でまとまった。しかし、体を張ってまで「御谷」を守ろうとする住民の終始一貫変わらぬ行動が市民の支援を導き、この結果を生んだのであった。それに自信を得た住民たちは一九六五年五月二十二日に「鎌倉風致保存連盟」を正式に結成して、文化と自然の一体化した鎌倉を開発の手から守る活動にのりだしていくことになる。

この御谷宅造問題が喚起した古都の危機は、全国的な古都保存の世論をつくり出した。そして一九六六年に超党派の議員立法「古都保存法」が成立して、同法に基づく保存区域の指定がすすめられた。しかしその内容は、必要とあれば買上げを行っても差支えない、というものであり、問題は、財産権を補償する買収費の調達にあった。そして案に相違して初年度の政府出資金二億円は、当時売りに出ていた京都双ヶ岡二億六千万円にも充たないわずかなものであった。実効ある対策はほとんど望みえなかった。ともかく特別風致保存地区に指定された「八幡様裏山」は七月に大半が買上げられて永久に保存されることになった。開発そのものを拒まない同法のもので、かえって民有地の売買が気楽にすすめられるようになった。こうして円覚寺裏山、散在ヶ池周辺などの開発問題が資金のない市民運動の前に立ちあらわれ、いらだたしさを昂じさせるとともに、市当局への批判がしだいに強まっていったのである。

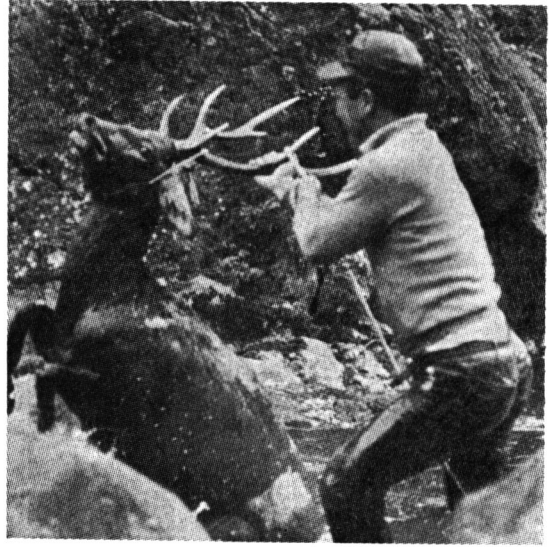
**散在孤立す
る住民運動** 鎌倉の市民運動が外から押しよせる開発に必死の防戦を試みている間に県域は「住みよい県土」（一九六五年）に目標を移していた。ようやく県民福祉のために貴重な自然や文化財を保全することも行政の課題となったの

である。一九六七（昭和四十二）年から県教育委員会は市町村と共同して貝塚・遺跡の調査を開始する。そして約千五百か所の

リストをおさめた『埋蔵文化財遺跡地図』を作製したほか、横浜市三殿台遺跡などの整備がすすめられた。また急激な時代の変化の中で失われていく民俗を残す作業もはじまり、各地の漁労習俗の調査が着手された。一方、失われていく貴重な自然については、危機に瀕しつつある箱根仙石原湿原問題がとりあげられ、一九六七年二月には、県企業庁が「仙石荘」を同地から移転させた。さらに翌年には葉山三ヶ岡地区などの買上げ方針を明らかにした。しかしこれらの誘導施策も県域全体に広がりつつある開発事業に警告を発する程度のものにすぎず、逗子市の小坪湾埋立て、湯河原町の吉浜海岸埋立てなどをめぐって問題が続出した。一般に、自然・文化財保護への配慮と熱意の不足が住民の不満をかった。一九六八年に入って問題となった横浜市金沢区称名寺の裏山開発もその一例である。

金沢文庫として名高い「称名寺」は、金沢山、稲荷山、日向山の三山に囲まれた境内が国の史跡に指定されていた。ところが西武鉄道に買却された裏山地帯の宅造工事がすすむにつれて、一体となってその「結界」を構成する三山の稜線が崩されることが明らかになったため、一九六七年末から反対運動が活発になり、五団体が「史跡称名寺・金沢文庫を守る会」を発足させた。「史跡称名寺保勝会」「横浜市大史跡称名寺金沢文庫を守る会」「横浜考古学サークル」「武蔵地方史研究会」「文化財保護対策協議会」の五つである。これらの団体は最初から三山の買収をめざして国・県・市へのデモ、陳情、請願を開始したが、当初横浜市はかなり消極的であった。西武不動産側と協議した市側の話では、一寺からみて三山の内側には手を着けない、二稲荷山の実時の墓周辺は公園として残す、ということであった。しかしこの説明に相違して工事が進みはじめると市当局は合法であるからやむをえない、との態度をとった。こうした経緯を経て、その一部を十ほど削られた裏山三山は国の史跡に指定されて買上げが行われることになった。

自然保護や文化財保護をおしすすめようとする住民グループは、それなりの前進と成果はあったものの、開発・行業の波に



早戸川での鹿の生け捕り

『丹沢・大山自然公園鳥獣管理調査報告』から

押されて各地で孤立した運動を強いられざるをえなかった。個々のグループについて見るならば、保護されるべき内容についての研究や内容は一段と深まり、個々の天然記念物や文化財だけに着目せず、それを群・面として保全する方向に進みつつあった。例えば一九六五年に国定公園の指定をうけた丹沢では、植生や動物生息状況の調査を積み重ね、より計画的な管理に移行している。そして、約九百頭に増殖した野生大型獣ニホンシカが清川村や厚木市の植林地や桑園を荒らすにおよんで、適正頭数に抑えるための措置をとることになった。しかも、その増加分のコントロールについて銃を用いず、シカを疲れさせて沢に追いこみ、生け捕りにするという方法がとられている（『丹沢・大山自然公園鳥獣管理調査報告』）。こうした自然の計画管理は箱根地区でも準備作業が進められており、「箱根博物会」は二子山のハコネコマツツシ群落の調査をすすめる一方で、一九六五年に「箱根を守る会」を発足させて、水質汚染を含む芦の湖総合調査にとりこんでいた。丹沢地区にせよ、箱根地区にせよ、自然美をシステムとして保全しようとするならばその動態を把握し、場合によっては観光価値となつて行楽客が押しよせることを規制せざるをえない状況にあることが、住民によりやく意識されつつあったのである。

一九六八年は、この意味でひとつの曲り角であった。どちらかといえば自然や文化の記念物としての価値の共有意識をつく

り出していくことを通じて、究極的に国の保護を求めることが、それまでのやり方であった。しかし県下の住民団体は形の上でも、内容の上でも、そうしたやり方の限界にぶつかっていた。すでに鎌倉の市民運動は「風致」という概念をもって都市水害を含む社会環境保全へふみ出しつつあった。一九六八年に入るとそこに「居住環境」保全の概念が加わり、県下の自然保護住民運動は社会運動として大きな変貌をとげていくことになる。

二 「環境」から「自然生態系」へ

「相模湾を守ろう」から 葉山から大磯にかけての相模湾に沿って、閑静な住宅とリゾート施設がたち並んでいる。東京「神奈川自然保護連盟」へ への交通の便がよくないところから、静かで豊かな環境を求めて住みついた人も少なくはない。その相模湾沿岸では一九六〇年代後半に入ると増大した自動車交通などによる環境破壊がめだつようになった。県立湘南海岸公園から大磯にかけて海岸を彩っていた黒松が次つぎに枯れ鎌倉の若宮大路の松並木も当時はわずか三十本たらずを残すのみとなった。それに加えて、ひっきりなしに行きかうダンプカーなどの通過車両が公害・危険で住居地区を脅かすようになっていた。そうした環境破壊に沿岸住民が神経をとがらせていたところ、一九六八（昭和四十三）年一月に、新聞が、馬入川河口に一万五千トン級貨物船が横づけする県の「新湘南港」建設計画を報じたのである（以下、安藤元雄『居住点の思想』）。

ほぼ新潟港に匹敵するこの港湾計画は地元平塚市の歓迎するところであり、地元須賀漁協も賛成していた。これに対して反対住民団体は五月五日に茅ヶ崎の浜見平団地に集まって「新湘南港建設反対協議会」（会長高柳元保）を結成した。その参加団体の特徴は「辻堂南部環境を守る会」など、当該建設地点から離れた区画整理反対運動が加わっていることであった。すなわ



湘南港建設が予定された平塚市・相模川河口付近

『相模湾の魚と漁撈』から

ち、「新湘南港建設計画」が発表されるにおよんで、周辺各地域の住民が遭遇していた道路建設計画の断片がこの一点に収斂することが明らかになったのである。したがって「協議会」は港湾がコンビナートを呼び、公害を発生させ、通過車両によって住居環境を破壊することを阻止しようとする広域住民の参加するところとなったのであった。

しかし他方で「協議会」には「湘南の自然を守る会」などが加わっているように、港湾建設から自然の海岸線を守るという積極的主張があり、この一点ですべての参加団体は一致していた。したがってそのリーフレットは「相模湾一帯のいわゆる湘南海岸の全住民にとって『美しい海ときれいな空気』は生活のための貴重な財産であり、当然享受できる権利であった。その財産、その権利が、いま踏みにじられようとしている。私たちがいま立ち上がらなければ相模湾は私たちの手から永久に失なわれ」と反対署名を呼びかけている。この反対運動の掲げたスローガン「私たちの相模湾を守ろう」には、自然保護と公害阻止の二面が分かち難く結びついていたのであった。

そして、県当局および運輸省が、いまだ計画は単なるプランにすぎないとしたにもかかわらず、「協議会」が開始した反対署名運動は短期間のうちに湘南地方はじまって以来といわれる「私たちの相模湾を守ろう」の声を結集してしまった。計画中止を求める九月二十四日の県議会への請願署名は二万六千に達し、国会への請願には海水浴に訪れた人びとが数多く署名したといわれる。しかし「協議会」のねらいは単に計画を中止させるだけでなく、地元自治体の環境保護姿勢を確立することであったから、藤沢、茅ヶ崎、平塚などの市議会への働きかけに最も力を注いだ。自然と文化が社会的に一体化した「環境」を地元住民の力で確保することが先決だ、というわけである。いささか角度こそ異なれ、すでに宅造による水害問題さえ抱えこんだ鎌倉の「風致保全運動」と視点は一致していた。

この新湘南港建設反対運動が第一回目の反対請願を行った直後の七月二十五日に、鎌倉の東慶寺でひとつの懇談会が催された(『鎌倉市民』百七号)。「鎌倉風致保存団体協議会」の呼びかけに応じて集まった三十二名の所属団体は次の十二である。「湘南の自然を守る会」「新湘南港建設反対協議会」「逗子自然保護団体連絡協議会」「丹沢自然保護協会」「辻堂南部環境を守る会」「のっばらの会」「葉山を愛する会」「箱根博物館」「三浦半島自然保護の会」「三浦道草会」「史跡称名寺・金沢文庫を守る会」。これらの団体の目的は区画整理反対から文化財保護まで多種多様であったが、すでに数多くの人的交流を積み重ねており「自然保護」に一致点を見つけていた。したがって「戦後の首都を中心とする急激且つ無秩序な開発のために荒廃の一途を辿りつつある」神奈川県下の現状を批判する住民諸団体が「自然保護連盟」の結成へ歩み出したのも、当然のことであったといえる。このため、運動を通じて保護されるべき「自然」はもはや学術上価値のあるものにとどまらず、社会的外延をもった幅広いものに拡張されざるをえなくなった。「連盟結成まで」という一文と「趣意書」は住民団体が連携する理由をこう訴えている。